

水道料金改定について

目次

前回の振り返り	2
---------	---

水道料金体系の見直しについて	6
----------------	---

前回の振り返り

料金改定の実施時期と料金改定率

【水道料金の改定案】

目指すべき方向性 (数値目標)	<ul style="list-style-type: none">□ 料金回収率(供給単価÷給水原価)の改善(100%以上)□ 事業経営を持続するために必要な資金残高の確保(8億円以上)□ 令和2年度の企業債残高(約102億円)をピークとして、企業債残高を圧縮させ、更新投資に係る企業債比率は60%以下(ただし令和8年度までは80%以下)を目標 ※交野市水道ビジョン策定時の目標値:70%
--------------------	---

【方向性(案)】

- ◆ 料金改定の時期は、令和5年4月に実施する方針です。
- ◆ 料金改定率は、約13%とする方針です。

【考え方】

料金改定	<ul style="list-style-type: none">■ 目標資金残高を下回るタイミングで料金改定した場合、令和10年度に36%の料金改定が必要となり、大幅な料金改定が必要となるため、できるだけ早いタイミングで改定することが望ましいと考えます。■ 令和10年度まで料金改定を実施しなかった場合、給水原価が供給単価を上回る状態が続き、当年度純利益も継続してマイナスとなる見込みです。■ 料金改定を実施する場合、市議会での料金改定の議決が必要であり、その後、住民への周知期間やシステム改修に要する期間等を確保する必要があるため、料金改定の議決から6か月～1年間の準備期間が必要です。
料金改定率	<ul style="list-style-type: none">■ 供給単価が給水原価を上回る状態とし、料金改定から5年間は供給単価>給水原価を維持するためには、現状から+13%の料金改定が必要となります(R5年4月に料金改定をした場合)。■ 13%改定した場合、目標資金残高の8億円以上を確保でき、更新投資に必要な財源(自己資金)を確保し、更新投資に係る事業費の企業債比率の割合を抑えることが可能となる見込みです。

各料金体系パターンのおまとめ

第5回審議会資料(再掲)

	説明	改定率	基本料金 収入割合
現行料金	【現行料金体系】	—	29.8%
パターン①	【水道料金算定要領をベースとしたパターン】 ・水道料金算定要領に基づき基本料金を設定。従量料金は全体が13%改定になるように設定するパターン (基本料金) :水道料金算定要領に基づき設定。ただし、13、20口径の基本料金は統一 (従量料金) :従量料金単価を現行から▲1% ※基本料金:13口径と20口径の基本料金は同額とした。	13.1%	38.5%
パターン②	【基本料金割合を引き上げるパターン】 ・基本料金を現行より約30%改定とし、従量料金は現行より約8%改定することで、基本料金収入割合を増加させる。 (基本料金) :現行の基本料金を+30%(13、20mmは現行より+230円基本料金をアップ) (従量料金) :従量料金単価を現行の+7%	13.1%	33.5%
パターン③	【基本料金、従量料金単価を一律13%改定】	13.0%	29.9%
パターン④	【基本料金の割合を最小限改善するパターン】 ・基本料金を現行より15%引き上げ、ポリュームゾーン(11㎡~40㎡利用者)は平均改定率(13%)程度とし、基本料金割合を最小限改善するパターン。 (基本料金) :現行の基本料金を一律+15% (従量料金) :0~10㎡の従量料金単価を現行の+15%、11~100㎡の従量料金単価を現行の+12.3%、101㎡~の従量料金単価を現行の+12%	13.0%	30.3%
パターン⑤	【ポリュームゾーンの負担割合を高くするパターン】 ・少量利用者(0~10㎡)の負担は低く(改定率13%以下)、ポリュームゾーン(11㎡~40㎡利用者)の負担を高め(15%)程度、大口利用者は平均改定率以下としたパターン (基本料金) :13、20口径の基本料金を+12%、左記以外の利用者の基本料金を+14% (従量料金) :0~10㎡の従量料金単価を現行の+7%、11~100㎡の従量料金単価を現行の+17%、101㎡~の従量料金単価を現行の+7%	12.9%	29.6%
パターン⑥	【大口利用者の負担割合を高くするパターン】 大口利用者(100㎡~)の負担を高め、その他の利用者は平均改定率以下とするパターン (基本料金) :13、20口径の基本料金を+13%、左記以外の利用者の基本料金を+15% (従量料金) :0~30㎡の従量料金単価を現行の+12%、31~100㎡の従量料金単価を現行の+13%、101㎡~の従量料金単価を現行の+19%	13.0%	29.8%

前回審議会の委員からの主な意見

項目	主な意見
料金改定について	<ul style="list-style-type: none">◆ アンケートの調査結果で、必要となる整備等のためには料金改定についてはやむを得ないのではないかという意見が約50%あり、独立採算の中で一つの浄水場も持っており、災害が起きた際には早期の復旧ができるように企業としての体力は必要であるため、約20年間料金改定をしてこなかったことも考えると、経営の安定化を早期に解決することが、市民としても良いのではないか考える。◆ 審議会に参加している委員は、事務局等からの説明で料金改定の必要性については理解できるが、市民にも料金改定の必要性について理解を得られるよう、十分な広報活動が必要であると考ええる。
料金体系案について	<ul style="list-style-type: none">◆ 基本料金を大幅に引き上げると水道事業の経営の安定化が図れることは理解したが、そうすると基本水量以下の利用者(少量利用者)の負担が大きくなるため、それは避けるべきではないか。◆ 逆に、大口利用者の負担を大きくし過ぎると、企業努力によって使用水量を抑えていることが無意味になってしまう恐れがあるのでないか。◆ 特定の使用者層に料金改定の負担ウエイトを置きすぎると、市民等の理解を得にくいと考えられるため、バランスの取れた改定案が良いのではないか。

水道料金体系の見直しについて

(1) 基本料金・従量料金の割合

【方向性(案)】

◆ 少量利用者への負担が高くなりすぎないように、基本料金を引き上げます。

【考え方】

- 交野市水道事業の経営の安定化の観点からは、基本料金割合を増加させる料金体系が望ましいです。
- しかし、水道料金算定要領ベースまで基本料金割合を増加させると、現状の基本料金を大幅に増額する必要があるため、利用者(市民)への影響も考慮する必要があります。
- そこで、現状より基本料金割合を引き上げること(経営の安定化)、料金改定による利用者間負担に大きな差が生じないこと(利用者への公平性)の双方を考慮して、料金体系(案)を決定しました。

	現状	水道料金算定要領ベース(※)	改定(案)
基本料金割合	29.8%	38.5%	30.3%
13口径(一般家庭用) 基本料金	770円	1,210円(+57.1%)	885円(+14.9%)
20口径(一般家庭用) 基本料金	870円	1,210円(+39.1%)	1,000円(+14.9%)
40口径(店舗利用等)	2,900円	5,720円(+97.2%)	3,335円(+15.0%)

※13、20口径の基本料金を同額としています。

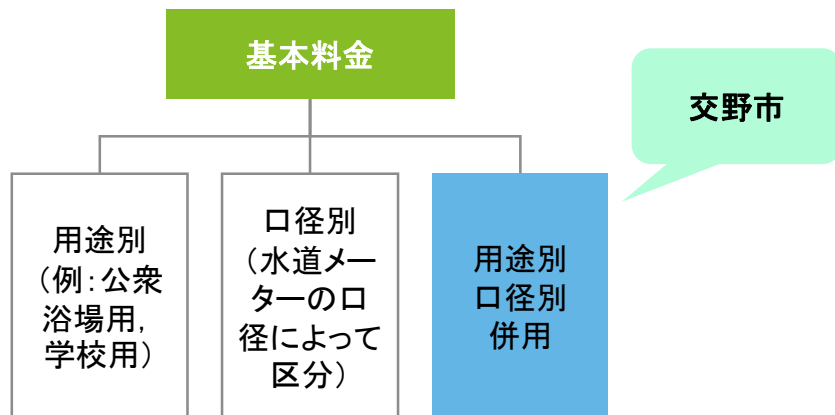
(2) 基本料金

【方向性(案)】

- ◆ 基本料金は、各口径ともに、現状より+15%引き上げます。
- ◆ 引き続き、用途別口径別の基本料金単価を設定します。

【考え方】

- 前述の通り、経営の安定化のためには基本料金割合を引き上げる必要がありますが、利用者に過度な負担とならないように設定する必要があります。
- そこで、全体の料金改定が13%程度とする中、基本料金については、現状より+15%引き上げることで、基本料金収入割合の増加を図ります。



用途	口径	現状	水道料金算定要領ベース	改定(案)
一般用	13口径	770円	1,210円	885円
	20口径	870円	1,210円	1,000円
	25口径	1,030円	2,190円	1,184円
	30口径	1,440円	3,170円	1,656円
	40口径	2,900円	5,720円	3,335円
	50口径	4,250円	9,130円	4,887円
	75口径	9,350円	21,560円	10,752円
	100口径	14,800円	39,330円	17,020円

(3) 基本水量の設定

【方向性(案)】

- ◆ 基本水量は、引き続き、13口径、20口径利用者に8m³付与します。
- ◆ ただし、将来的には基本水量を付与しない料金体系の検討も必要と考えます。

【考え方】

- 基本水量は、公衆衛生上の観点から水利用を促すという当初の役割を一定終えていると考えられ、現状では水道料金算定要領でも基本水量を付与しない料金体系が原則とされています。
- ただし、水道料金算定要領において、経過的に「基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない。」とされており、基本水量以下の利用者の件数が増加している本市の現状も鑑み、少量利用者の急激な負担増になることを考慮し、今回の料金改定では基本水量の見直しは実施しないこととする方針です。

基本水量(8m³)以下の調定件数の推移

(単位:件 / 1か月当たり)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
13口径	1,036	1,065	1,336	1,366	1,423	1,464
20口径	1,181	1,313	1,396	1,453	1,517	1,560

(4) 従量料金・逡増度

【方向性(案)】

- ◆ 従量料金は、引き続き、逡増型の料金体系とします。
- ◆ ただし、現状より逡増度を緩和するような料金体系とします。
- ◆ 少量利用者に過度な負担とならず、また逡増度を緩和し経営の安定化を図るために、従量料金単価は、0～10m²の区画単価を現行の+15%、11～100m²の区画単価を現行の+12.3%、101m²～の区画料金単価を現行の+12%とする方針です。

【考え方】

- 従量料金は使用量に応じて回収するものであり、負担の公平性から見ると『水道料金算定要領』にもあるとおり一律とすることが考えられます。
- 現状は、負担能力の考え方から逡増型料金体系となっており、仮に従量料金単価を一律とすると、使用量の少ない水量区画の従量料金単価を大幅に引き上げる必要があり、少量利用者の負担が大きくなります。
- 一方で、水需要の減少が将来見込まれる現状において、安定的な料金収入の確保のためにも、逡増度を緩和することが考えられます。
- そこで、逡増型の料金体系を維持するとともに、逡増度を現状より緩和するような料金体系に改定します。



	現状	改定(案)
最小単価	124円	142円
最大単価	341円	381円
逡増度	2.75	2.68

(5) 用途別料金の設定(臨時用・浴場用)

【本市の方向性(案)】

- ◆ 臨時用、浴場用ともに、基本料金及び従量料金を、現状より一律で+13%引き上げます。

【考え方】

- 一般用の水道料金の全体の改定率が約13%であるため、臨時用、浴場用も同様に、現状より、基本料金、従量料金ともに+13%引き上げます。
- 臨時用は、開発事業者等が一時的に利用するものであり、本市の水道料金収入全体に占める割合は1%未満となっています。
- 浴場用は、現状、本市において公衆浴場を開設している利用者はいません。

方向性(案)の要約

項目	方向性(案)
水道料金改定について	
料金改定の実施時期と料金改定率	<ul style="list-style-type: none">◆ 料金改定の時期は、令和5年4月に実施する方針です。◆ 料金改定率は、約13%とする方針です。
水道料金体系の見直しについて	
(1) 基本料金・従量料金の割合	<ul style="list-style-type: none">◆ 少量利用者への負担が高くなりすぎないように、基本料金を引き上げます。
(2) 基本料金	<ul style="list-style-type: none">◆ 基本料金は、各口径ともに、現状より+15%引き上げます。◆ 引き続き、用途別口径別の基本料金単価を設定します。
(3) 基本水量	<ul style="list-style-type: none">◆ 基本水量は、引き続き、13口径、20口径利用者に8^m付与します。◆ 将来的には基本水量を付与しない料金体系も検討していく方針です。
(4) 従量料金・逡増度	<ul style="list-style-type: none">◆ 従量料金は、引き続き、逡増型の料金体系とします。◆ ただし、現状より逡増度を緩和するような料金体系とします。◆ 少量利用者に過度な負担とならず、また逡増度を緩和し経営の安定化を図るために、従量料金単価は、0~10^mの区画単価を現行の+15%、11~100^mの区画単価を現行の+12.3%、101^m~の区画料金単価を現行の+12%とする方針です。
(5) 用途別料金の設定(臨時用・浴場用)	<ul style="list-style-type: none">◆ 臨時用、浴場用ともに、基本料金及び従量料金を、現状より一律で+13%引き上げます。

現状の料金表

◆ 現状の料金表は以下のとおり設定されています。

【現状の料金表】

(1ヶ月/税抜)

用途	口径	基本料金 (円/月)	水道料金 (1ヶ月あたり、税抜)									
			従量料金単価(円/m ³)									
			1- 8m ³	9- 10m ³	11- 20m ³	21- 30m ³	31- 100m ³	101- 200m ³	201- 500m ³	501- 1000m ³	1001m ³	
一般用	13mm	770	0	124	124	147	164	199	234	268	305	341
	20mm	870										
	25mm	1,030										
	30mm	1,440										
	40mm	2,900										
	50mm	4,250										
	75mm	9,350										
	100mm	14,800										
浴場用	150mm	57,300	0							100		
	200mm まで	15,000										
臨時用	20mm以下	1,370	550									
	25mm	2,060										
	40mm	5,240										
	50mm	7,870										
	75mm	17,500										
	100mm	28,000										
	150mm	107,000										

新料金表(案)

◆ 新料金表(案)を以下のとおり設定する方針です。

【新料金表(案)】

(1ヶ月/税抜)

		水道料金 (1ヶ月あたり、税抜)										
用途	口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)									
			1- 8m ³	9- 10m ³	11- 20m ³	21- 30m ³	31- 100m ³	101- 200m ³	201- 500m ³	501- 1000m ³	1001m ³	
一般用	13mm	885 (+115)	0									
	20mm	1,000 (+130)										
	25mm	1,184 (+154)	142 (+18)	142 (+18)	165 (+18)	184 (+20)	223 (+24)	262 (+28)	300 (+32)	341 (+36)	381 (+40)	
	30mm	1,656 (+216)										
	40mm	3,335 (+435)										
	50mm	4,887 (+637)										
	75mm	10,752 (+1,402)										
	100mm	17,020 (+2,220)										
150mm	65,895 (+8,595)											
浴場用	200mm まで	16,950(+1,950)	0						113 (+13)			
臨時用	20mm以下	1,548(+178)	621 (+71)									
	25mm	2,327(+267)										
	40mm	5,921(+681)										
	50mm	8,893(+1,023)										
	75mm	19,775(+2,275)										
	100mm	31,640(+3,640)										
	150mm	120,910(+13,910)										

※かっこ内の金額は現行の料金表からの増加額です。

大阪府下における料金改定後の20口径の水道料金は以下のとおりです。

大阪府各市町村 水道料金比較表(令和2年4月時点)

■ 口径20mm・1か月(消費税抜、メーター使用料除く)

No.	10㎡市名	円
1	泉大津市	798
2	藤井寺市	845
3	熊取町	845
4	高槻市	850
5	大阪狭山市	860
6	池田市	860
7	富田林市	892
8	羽曳野市	895
9	枚方市	900
10	大東市	900
11	東大阪市	902
12	柏原市	935
13	箕面市	937
14	守口市	938
15	八尾市	940
16	貝塚市	940
17	大阪市	950
18	岸和田市	960
19	豊中市	960
20	和泉市	960
21	寝屋川市	964
22	門真市	984
23	泉佐野市	1,000
24	堺市	1,020
25	河内長野市	1,025
26	四條畷市	1,027
27	高石市	1,056
28	松原市	1,070
29	摂津市	1,075
30	交野市(現行)	1,117
31	田尻町	1,118
32	忠岡町	1,120
33	吹田市	1,150
34	阪南市	1,185
35	島本町	1,260
-	交野市(改定後)	1,284
36	茨木市	1,400
37	河南町	1,400
38	岬町	1,500
39	太子町	1,520
40	泉南市	1,623
41	千早赤阪村	1,700
42	能勢町	2,519
43	豊能町	2,620
44	平均	1,128

No.	20㎡市名	円
1	大阪市	1,920
2	枚方市	2,070
3	貝塚市	2,190
4	高槻市	2,200
5	茨木市	2,200
6	富田林市	2,202
7	堺市	2,240
8	豊中市	2,270
9	守口市	2,278
10	大東市	2,300
11	和泉市	2,340
12	池田市	2,360
13	東大阪市	2,362
14	寝屋川市	2,364
15	熊取町	2,382
16	岸和田市	2,430
17	摂津市	2,435
18	大阪狭山市	2,460
19	羽曳野市	2,495
20	豊中市	2,506
21	八尾市	2,520
22	摂津市	2,525
23	吹田市	2,550
24	交野市(現行)	2,587
25	泉佐野市	2,600
26	箕面市	2,617
27	忠岡町	2,620
28	四條畷市	2,657
29	島本町	2,660
30	藤井寺市	2,695
31	河内長野市	2,705
32	田尻町	2,709
33	門真市	2,724
34	松原市	2,740
35	泉大津市	2,748
36	阪南市	2,781
37	河南町	2,800
38	太子町	2,900
-	交野市(改定後)	2,934
39	千早赤阪村	3,100
40	泉南市	3,130
41	岬町	3,400
42	能勢町	4,046
43	豊能町	4,460
44	平均	2,611

No.	30㎡市名	円
1	大阪市	3,160
2	枚方市	3,470
3	茨木市	3,500
4	富田林市	3,852
5	貝塚市	3,940
6	和泉市	3,990
7	守口市	4,038
8	堺市	4,060
9	島本町	4,060
10	大東市	4,100
11	忠岡町	4,120
12	岸和田市	4,140
13	高槻市	4,150
14	寝屋川市	4,194
15	交野市(現行)	4,227
16	熊取町	4,236
17	摂津市	4,275
18	柏原市	4,355
19	高石市	4,356
20	豊中市	4,380
21	大阪狭山市	4,380
22	河南町	4,400
23	池田市	4,410
24	東大阪市	4,442
25	泉佐野市	4,450
26	河内長野市	4,485
27	羽曳野市	4,495
28	田尻町	4,518
29	箕面市	4,537
30	吹田市	4,550
31	太子町	4,610
32	四條畷市	4,737
33	八尾市	4,770
-	交野市(改定後)	4,774
34	千早赤阪村	4,800
35	藤井寺市	4,835
36	阪南市	4,841
37	泉南市	4,890
38	松原市	4,920
39	門真市	5,014
40	泉大津市	5,028
41	岬町	5,600
42	能勢町	5,955
43	豊能町	6,800
44	平均	4,467

No.	40㎡市名	円
1	大阪市	4,840
2	茨木市	5,200
3	枚方市	5,250
4	富田林市	5,892
5	和泉市	5,920
6	貝塚市	6,040
7	河南町	6,200
8	寝屋川市	6,214
9	交野市(現行)	6,217
10	守口市	6,218
11	岸和田市	6,230
12	高槻市	6,300
13	大東市	6,300
14	忠岡町	6,320
15	堺市	6,330
16	田尻町	6,482
17	河内長野市	6,485
18	羽曳野市	6,495
19	熊取町	6,545
20	太子町	6,560
21	柏原市	6,565
22	大阪狭山市	6,600
23	高石市	6,606
24	島本町	6,693
25	千早赤阪村	6,700
26	泉佐野市	6,750
27	摂津市	6,825
28	箕面市	6,837
29	東大阪市	6,912
-	交野市(改定後)	7,004
30	泉南市	7,013
31	吹田市	7,050
32	豊中市	7,060
33	池田市	7,110
34	四條畷市	7,117
35	藤井寺市	7,265
36	阪南市	7,271
37	八尾市	7,500
38	松原市	7,630
39	門真市	7,644
40	泉大津市	7,728
41	岬町	8,100
42	能勢町	8,501
43	豊能町	9,740
44	平均	6,727

No.	50㎡市名	円
1	大阪市	6,520
2	枚方市	7,030
3	茨木市	7,200
4	和泉市	7,850
5	貝塚市	8,140
6	河南町	8,200
7	交野市(現行)	8,207
8	富田林市	8,222
9	寝屋川市	8,234
10	岸和田市	8,320
11	守口市	8,398
12	高槻市	8,450
13	田尻町	8,455
14	河内長野市	8,485
15	大東市	8,500
16	忠岡町	8,520
17	堺市	8,600
18	千早赤阪村	8,800
19	大阪狭山市	8,820
20	太子町	8,840
21	高石市	8,856
22	柏原市	9,025
23	泉佐野市	9,050
24	羽曳野市	9,095
25	泉南市	9,135
26	箕面市	9,137
27	熊取町	9,182
-	交野市(改定後)	9,234
28	島本町	9,260
29	摂津市	9,375
30	東大阪市	9,382
31	四條畷市	9,497
32	吹田市	9,550
33	藤井寺市	9,695
34	阪南市	9,701
35	八尾市	9,740
36	八尾市	10,230
37	池田市	10,260
38	松原市	10,340
39	泉大津市	10,428
40	門真市	10,614
41	岬町	11,000
42	能勢町	11,046
43	豊能町	13,380
44	平均	9,088

No.	70㎡市名	円
1	大阪市	11,120
2	茨木市	11,600
3	枚方市	11,990
4	交野市(現行)	12,187
5	和泉市	12,250
6	貝塚市	12,540
7	河南町	12,600
8	田尻町	13,000
9	千早赤阪村	13,000
10	岸和田市	13,080
11	河内長野市	13,125
12	富田林市	13,262
13	守口市	13,358
14	寝屋川市	13,394
-	交野市(改定後)	13,694
15	大東市	13,700
16	高槻市	13,850
17	大阪狭山市	13,900
18	堺市	14,040
19	太子町	14,060
20	泉南市	14,217
21	箕面市	14,237
22	羽曳野市	14,295
23	東大阪市	14,322
24	高石市	14,356
25	柏原市	14,365
26	島本町	14,460
27	忠岡町	14,520
28	熊取町	14,764
29	泉佐野市	14,850
30	藤井寺市	15,035
31	吹田市	15,350
32	四條畷市	15,417
33	阪南市	15,501
34	摂津市	15,975
35	八尾市	16,030
36	能勢町	16,137
37	泉大津市	16,188
38	豊中市	16,500
39	松原市	16,540
40	門真市	17,114
41	池田市	17,300
42	岬町	17,800
43	豊能町	20,660
44	平均	14,465

※改定した数値は平均に加味していない